

子どもの権利に関する条例を考える市民ワークショップ等運営業務委託仕様書

1 業務名

「子どもの権利に関する条例を考える市民ワークショップ等運営業務委託」

2 業務の目的

「(仮称)石狩市子どもの権利に関する条例」の制定に向けて、市域での機運を高めるとともに、条例の素案(骨子)の検討にあたり、市民から広く意見を聴取するため、市民の参加による「子どもの権利に関する条例を考える市民ワークショップ」を実施する。

本業務は、市民参画に関する経験と地方自治体のまちづくりに関する専門知識を有する事業者の支援を得ることで、ワークショップの企画、運営等の業務を円滑かつ効果的に実施するため、公募型プロポーザルにより提案を求める。

3 業務内容

石狩市の子ども政策に関する考え方や取組の概況などを把握し、市民の意見を収集するための必要な基礎データを集約し、ワークショップを企画・開催し、更にワークショップで市民の意見を集約した中から、現状や課題を把握し、条例の素案(骨子)の検討資料となる報告書等を作成する。

4 「子どもの権利に関する条例を考える市民ワークショップ」の概要

大人ワークショップ、子どもワークショップをそれぞれ開催する。

(1)参加者の募集と周知

次の点を踏まえ、できるだけ多くの参加が期待できる手法を企画検討する。

- ・大人ワークショップ 20名以内(18歳以上の市民。年代のバランス配慮)
 - ・子どもワークショップ 40名以内(市内に通学する小学5年生～高校生)
- ※市民～ 募集時点で本市に住民登録のある者のほか通勤、通学者を含む

(2)開催日程

令和5年6月末から令和6年2月末までの間で次のワークショップを開催する。

- ・大人ワークショップ 2回程度
- ・子どもワークショップ 2回程度

いずれも、参加者が参加しやすい日時、参加してみたいと思える内容等を企画する。

(3)会場

市内施設のなかから石狩市(以下「市」という。)と協議のうえ設定

(4)ワークショップの運営方法

対面式とWEBでの実施を想定し、各回、以下のとおりとする。

ア 5～6名程度ずつのグループに分けて行う。

イ 参加者の意見を引き出すため各グループに1名、及び全体の進行役として1名のスタッフを置く。

ウ ワークショップで出された意見等を整理し、グループごとに結論をまとめる。

エ 上記ウの結果を踏まえて、総合的な意見をまとめる。全回の報告書データを作成し、所定の期日までに市に納品する。データ形式及び納品方法は市と協議のうえ別途決定

する。

(5) ワークショップのテーマ

「(仮称)石狩市子どもの権利に関する条例」の素案(骨子)の検討にあたり、市民意見を引き出す効果的なテーマやプログラムを各回設定する。

5 付随業務

当日使用する資料等の準備

次に示す資料等を準備する。なお、各資料等の作成にあたっては、内容について市と十分に協議を行うものとする。

- ① 当日の次第を作成し、参加者全員に配付するよう準備する。
- ② 使用する資料を作成し、そのデータを市が指定する期日までに市に納品する。
- ③ 配付用資料を当日、参加者全員に配付するよう準備する。
- ④ ワークショップにおいて使用する一切の物品(筆記用具、付箋、模造紙等)を準備する。ただし、パソコン、プロジェクター、スクリーン等は市が用意する。

6 備考

- (1) 参加希望者の受付及び参加者の決定は、市が行う。
- (2) 会場の確保は市が行う。
- (3) 参加者の募集に関し、市ホームページや広報いしかりの掲載は市が行う。
- (4) 参加者として決定した者に対する案内、調整等は、市が行う。
- (5) ワークショップ等を効果的に実施するために他機関との連携が必要な場合、市はこれに協力する。

7 業務履行期限

契約書に示す着手の日から令和6年2月29日(木)までとする。

8 留意事項

- (1) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (2) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (3) 個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。
- (4) 成果品及び資料等について、著作権等は市に帰属するものとし、市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (5) 受託者は、本業務の成果物に対する著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に定められている権利を成果物の納入、検査合格後ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。また受託者は、本業務の成果物の著作権者人格権を行使しないものとする。
- (6) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)に該当しない場合においても、目的物の改変を行うことができるものとする。
- (7) 本業務の成果物が仕様に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であって

もデータの修正を行うこと。

- (8) 本仕様書に定める事項のほか、石狩市契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (9) 委託業務の遂行にあたっては、委託者である市と連携を密にして作業を進め、質疑が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。